
今月のテーマ 法人契約の長期平準定期保険

保険の契約は内容が複雑なものが多く、きちんと把握してニーズに合った商品を選ばないと逆に経営を圧迫しかねることもなりかねません。今回は中小企業の経営者が耳にする機会の多い、法人契約の長期平準定期保険についてご紹介いたします。

1. 長期平準定期保険とは

長期平準定期保険とは、被保険者の死亡や高度障害に備えるための定期保険で、一般的な定期保険に比べて保険期間がとても長く、その保険期間中の保険金額が変わらない特徴をもつ保険をいいます。いわゆる掛け捨ての定期保険とは違い、解約した場合に解約返戻金が発生する貯蓄性を持つ定期保険ですが、保険期間が満了すると解約返戻金はゼロとなります。税務上、支払った保険料の半分が損金(費用)にならない期間があるため、「半損タイプの保険」と呼ばれることがあります。

2. 保険料の税務上の処理

(1) 損金算入制限

通常、定期保険はその支払った保険料全額が損金になりますが、長期平準定期保険の保険料は、下記の要件のすべてに該当する場合、保険期間開始からその保険期間の60%に相当する期間(以下、前払期間といいます)において、支払った保険料の1/2に相当する金額を前払費用として資産計上し、残りの1/2は損金に算入されます。前払期間経過後は支払った保険料と前払期間中に資産計上した金額を残りの保険期間に応じて均等に償却したものが損金に算入されます。

(2) 要件

- ① 保険満了時に被保険者年齢が70歳を超える
- ② 加入年齢に保険期間満了までの期間の2倍を加えた数字が105を超える

(設例) 法人が、40歳の社長を被保険者として社長が75歳の時に満期を迎える定期保険について、年間の保険料200万円を支払った場合

1. 判定

判定① 満了時の年齢 $75歳 > 70歳$

判定② 期間の判定 $40歳 + (75歳 - 40歳) \times 2 = 110 > 105$

∴ 損金算入制限あり

2. 税務上の処理

【前払期間中】

前払期間 $(75歳 - 45歳) \times 60\% = 18年$

∴ 40歳～58歳が前払期間に該当

保険料は100万円が前払保険料として資産計上され、100万円が損金算入される。

【前払期間経過後】

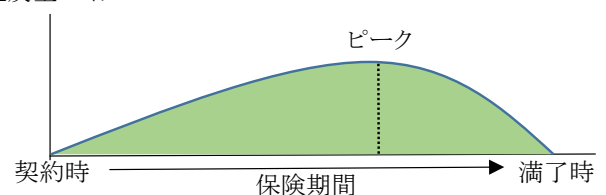
59歳～75歳の間は支払った200万円が全額損金となり、前払期間中に計上された前払保険料の総額1,800万円も残りの17年にわたり均等に損金に算入される。

3. 一般的な活用方法

長期平準定期保険は、一般的には被保険者である社長の死亡に伴う経営リスクに備えると同時に、保険期間の途中で解約し、解約返戻金を受け取ることを目的に契約するケースが多く見られます。

解約返戻金の金額は当初は増加しつつ、ピークを迎え、その後減少します。ですので、例えば社長が40歳の時に75歳になったら引退しようと考えた場合、自身が75歳の時にピークを迎えるように保険期間を設定して解約返戻金を受け取ることで、退職金の原資を保険で賄うことができます。つまり保険料の一部を損金にしつつ、同時に退職金の資金を積み立てることができます。

<解約返戻金のイメージ>



4. 注意点

長期平準定期保険は、上記のとおりピークがいつ来るのかを管理しておく必要があります。ピークを過ぎてしまった後、解約返戻金は減る一方で最終的にはゼロとなります。

また支払保険料の1/2を損金とすることができますが、そもそも利益が発生していない事業年度においては損金算入の効果が薄くなってしまい、保険料の支払いに伴う資金繰りの負担が生じることも考えられます。